

一般社団法人日本粘土学会 CLAY SCIENCE 査読規程

(目的)

第1条 「CLAY SCIENCE」の質を高め、粘土科学および関連分野の一層の発展をはかるために、CLAY SCIENCE 査読規程を定める。

(論文の受付)

第2条 論文の投稿があった場合、編集委員長は投稿論文の内容や原稿形式等を確認し、受付の可否を判断する。受付可と判断された場合には、担当編集委員を定めて論文の査読を依頼するとともに、投稿者に論文の受付日を連絡する。担当編集委員は査読者2～3名に論文の査読を依頼する。査読者の氏名は公表しない。

(査読内容)

第3条 査読者は、投稿原稿の形式、文章表現、論文構成、論理性、科学的意義、オリジナリティー等について査読し、査読結果を査読報告書にまとめて担当編集委員に送付する。

(査読結果の報告)

第4条 担当編集委員は、査読者の査読報告書を参考として投稿論文の審査を行う。この審査で修正等が必要と判断された場合には、担当編集委員は投稿者に修正内容を連絡するとともに査読報告書を送付し、1ヶ月程度を期限として修正原稿の提出を依頼する。

(再審査)

第5条 担当編集委員は、投稿者から提出された修正原稿の再審査を行い修正が十分に行われて受理可能と判断された場合には、編集委員長にその審査結果を報告する。再審査の結果、査読者による再査読が必要と判断された場合には、査読者による再査読を行い、その結果を投稿者に連絡する。

(論文の受理)

第6条 編集委員長は、担当編集委員から提出された審査報告書を基に担当編集委員と協議して論文の受理を決定する。論文が受理された場合には、編集委員長は投稿者に受理通知を送付する。論文が受理できない場合には、その理由を投稿者に連絡する。

(最終原稿の提出)

第7条 投稿者は論文が受理された後、編集委員長に受理論文の最終原稿を電子ファイルで提出する。なお、編集委員長は最終原稿について、原稿の訂正を投稿者に求めることがある。また、原稿の本旨を損なわない範囲で訂正を行うことがある。

(印刷原稿の校正)

第8条 印刷原稿の訂正を行う場合、印刷上の誤り以外の字句の訂正、挿入、削除は認めない。初校が指定の期間内に返送されない時は編集委員長の校正に従うものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(平成 28 年 8 月 27 日制定)